

違反事例（未承認医薬品等の広告） 1

※実際に違反となるか否かについては、広告内容を総合的に判断しますので、参考例として御使用ください。

➤ 健康食品や雑品に医薬品的・医療機器的な効能効果を広告することはできません。

事例

除菌シートや保湿ジェル等に「殺菌」、「滅菌」と標ぼうすることは不可



不織布マスクに対して、細菌やウイルスに対する効果（殺菌、予防等）を標ぼうすることは不可



医療機器として未承認の血中酸素飽和度を測定する機械に対し、「疾病の診断または受診勧奨の目安がわかる」「パルスオキシメータ（類似表現含む）」「海外承認品」等と標ぼうすることは不可



CBDを含有した食品に対して、「抗炎症」、「疼痛」、「てんかん」等と標ぼうすることは不可



補足

- 人体に対する殺菌・滅菌効果を標ぼうするには、医薬品・医薬部外品としての承認が必要
- 物品に対する拭き取り・洗い流しによる除菌であれば標ぼう可

- 疾病の予防や治療につながる標ぼうや、特定の細菌名、ウイルス名の標ぼうは不可

- 疾病の予防や治療につながる標ぼうや、特定の細菌名、ウイルス名の標ぼうは不可

- 食品に医薬品的効能効果を標ぼうすることは不可

違反事例（未承認医薬品等の広告） 2

※実際に違反となるか否かについては、広告内容を総合的に判断しますので、参考例として御使用ください。

➤ 健康食品や雑品に医薬品的・医療機器的な効能効果を広告することはできません。

事例

健康食品に対して「ガン細胞の増殖防止」、「韓国でガン治療の医薬品として承認された」等の標ぼうすることは不可



サポーターに対して「骨を矯正」、「痛みの解消」等の標ぼうをすることは不可



指圧代用器に対して「脂肪燃焼効果」、「肝臓、腎臓の悪い方へ」等の標ぼうをすることは不可



サプリメントに英語で「疼痛」、「痛みの緩和」を意味することを標ぼうすることは不可



補足

➤ 食品に医薬品的効能効果を標ぼうすることは不可

➤ サポーター装着時の一時的な姿勢の補正であれば可

➤ 指圧代用器は、「あんま、指圧の代用(読みかえはしない。）」、「健康によい」、「血行をよくする」、「筋肉の疲れをとる」、「筋肉のこりをほぐす」のみ標ぼう可
※「指圧代用器等の取扱いについて」厚生省薬務局通知（S45.12.15）

➤ 外国語表記であっても、広告不可